

妊婦健康診査費補助金制度 のご案内



県外の医療機関(国内)または助産院(県内外)で妊婦健康診査を受けた方は、健診費用の払い戻しができます。

対象者

次のすべてに該当する方

- ・ 県外(国内)の医療機関または助産院(県内外)で妊婦健康診査を受け、その費用を支払った方
- ・ 申請する妊婦健康診査受診日に本町に住民登録・外国人登録がある方
- ・ 申請する妊婦健康診査受診日が平成20年4月1日以降の方
- ・ 本町が発行した妊婦健康診査受診票を使用していない方

対象費用

県外(国内)の医療機関または助産院(県内外)で実施した妊婦健康診査にかかった費用

※保険診療で支払われた場合は、「妊婦健康診査にかかった費用」とはみなされません。

(限度額があります)

申請期限

妊婦健康診査受診日から5年以内

必要書類等

- ① 大治町妊婦健康診査費補助金交付申請書
 - ② 大治町妊婦健康診査費補助金交付請求書
 - ③ 妊婦健康診査の領収書
(受診者名・医療機関名・健診日・妊婦健康診査であることが明記されたもの)
 - ④ 未使用の妊婦健康診査受診票
 - ⑤ 印鑑(スタンプ式を除く)
 - ⑥ 妊婦本人名義の通帳
- 保健センター健康館すこやかおおはるで配布

注意事項

- ・ 領収書等に不備がある場合は、医療機関や助産院に照会することがあります。
- ・ 限度額は次のとおりです。

※この制度は平成20年4月1日から始まりました。

●限度額表1 (平成22年3月31日以前 受診分)

| | 区 分 | 補助金の限度額 |
|--------|---|----------|
| 第1回 | 一般健康診査 (梅毒血清反応検査(STS)を含む)および HBs抗原検査 | 6,980 円 |
| 第2回 | 一般健康診査 | 5,980 円 |
| | 一般健康診査および超音波検査 (出産予定日において35歳以上の方のみ) | 11,480 円 |
| 第3~14回 | 一般健康診査 | 5,980 円 |

●限度額表 2 (平成22年4月1日以降 受診分)

| 区 分 | | 補助金の額 |
|--------|---|----------|
| 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> 基本的な妊婦健康診査 (健康状態の把握、子宮底長・腹囲・血圧・浮腫・尿検査(糖・蛋白)・体重・身長)の測定、保健指導) 超音波検査 初回血液検査 <p>(ABO血液型、Rh血液型、末梢血液一般検査、血糖、TPHA検査(定性)、梅毒脂質抗原検査、HBs抗原精密測定、HCV抗体精密測定、不規則抗体、HIV抗体価、ウイルス抗体価(風疹))</p> | 20,670 円 |
| 第2回 | 基本的な妊婦健康診査 (健康状態の把握、子宮底長・腹囲・血圧・浮腫・尿検査(糖・蛋白)・体重)の測定、保健指導) | 4,290 円 |
| 第3回 | 基本的な妊婦健康診査(第2回目と同様) | 4,290 円 |
| 第4回 | 基本的な妊婦健康診査(第2回目と同様)・超音波検査 | 9,070 円 |
| 第5～7回 | 基本的な妊婦健康診査(第2回目と同様) | 4,290 円 |
| 第8回 | 基本的な妊婦健康診査(第2回目と同様) 超音波検査・血色素・血糖 | 12,200 円 |
| 第9回 | 基本的な妊婦健康診査(第2回目と同様) | 4,290 円 |
| 第10回 | 基本的な妊婦健康診査(第2回目と同様)・GBS | 7,390 円 |
| 第11回 | 基本的な妊婦健康診査(第2回目と同様) | 4,290 円 |
| 第12回 | 基本的な妊婦健康診査(第2回目と同様)・超音波検査・血色素 | 10,650 円 |
| 第13回 | 基本的な妊婦健康診査(第2回目と同様) | 4,290 円 |
| 第14回 | | |
| 子宮がん検診 | | 3,360 円 |

問い合わせ先 保健センター健康館すこやかおおはる ☎(444)2714

COP10 豆知識 7

SATOYAMA
イニシアティブ



「里山」とは、手付かずの原生林ではなく、燃料としての薪、肥料としての下草や落ち葉を採るなど、人が継続して利用してきた森林です。この里山に、農地やため池などを合わせて「里地里山」と称しています。

里地里山は、人と自然の相互作用で作られた環境であり、さまざまな生き物の生息場所となってきましたが、近年では農村の過疎化や高齢化、里山の利用減少などから、人の手があまり入らなくなり、これらの生き物の生息環境が脅かされています。

この里地里山を例に、日本の自然共生の知恵と伝統を生かしながら、現代の知恵や技術を合わせた自然共生社会作りを世界に発信するとともに、世界各地の知恵と伝統の再興・発展・活用を提案するものが「SATOYAMAイニシアティブ」です。COP10で正式に世界に提案され、生物多様性条約の関連活動に盛り込まれる予定です。

問い合わせ先

県環境部 環境政策課
☎(954)6246
HP <http://www.pref.aichi.jp/0000017686.html>